

2025年7月

お客様各位

福岡ひびき信用金庫

投資信託 投信取引約款の改定について

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正に伴う条変更のため、当金庫では、令和7年7月28日から投信取引約款を下記の通り改定することといたしました。

改定後の新約款は、改定前よりお取引いただいているお客様に対しても適用されますので、予めご了承ください

記

1. 改定日

令和7年7月28日

2. 改定する約款

・投信取引約款

3. 改定内容

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正による条変更による改定

4. 新旧対照表は以下の通りです。

(下線部が変更箇所)

新	旧
<p><投信取引約款></p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>3. の2. (共通番号の届出)</p> <p>お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」といいます。)その他の関係法令の定めに従って、投信取引の利用にかかる申込みをするとき、共通番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第16項に規定する法人番号。以下同じ。)の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当金庫にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p> <p>4. ～62. (略)</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">(2025年7月改訂)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p><投信取引約款></p> <p>1. ～3. (同左)</p> <p>3. の2. (共通番号の届出)</p> <p>お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」といいます。)その他の関係法令の定めに従って、投信取引の利用にかかる申込みをするとき、共通番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。)の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当金庫にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p> <p>4. ～62. (同左)</p> <p>(同左)</p> <p style="text-align: right;">(2025年5月改訂)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

以 上